

副 本

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原 告 江 藏 智

被 告 東 京 都

準 備 書 面 (3)

令和6年12月24日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

被告指定代理人

加登屋 毅



同

棚橋 淳一



被告は本準備書面において、原告の令和6年12月10付け訴えの変更申立書(以下、単に「訴えの変更申立書」という。)による変更後の請求の趣旨に対する答弁を行う。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

(本案前の答弁)

- 1 本件訴えのうち請求の趣旨第1項及び第2項に係る部分を却下する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

(本案の答弁)

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当でないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項に係る訴えの適法性について）

1 不代替的給付を目的とする為す債務の履行請求について

訴えの変更申立書による変更後の請求の趣旨第1項（以下「本件請求」という。）は、被告に対して同申立書別紙の方法による事実調査を実施することを求めるものであり、これは「為す債務」の履行を求めるものである。

そして、訴えの変更申立書別紙第1項ないし第8項の事項は、いずれもその性質上「不代替的給付」を目的にするものであるから、直接強制・代替執行はあり得ず、間接強制の可能性しかないところ、間接強制は、債務者が給付を実現しようとする意思を持ちさえすればやれる種類の給付であること（判例はこの要件を「債務の履行が債務者の意思のみに係る」ものとしている。）が必要であり、第三者の協力を必要とする給付については許されないから、かかる請求はその当否の判断に立ち入るまでもなく給付請求として不適法であり、却下を免れないというべきである。

（以上につき、昭和63年5月12日東京地方裁判所判決の判例時報1282

号133頁解説(乙7号証)、「我妻栄著・新訂債権総論」〔93頁〕(乙8号証)、
「奥田昌道編著・注釈民法(10)」〔299頁〕(乙9号証)等参照)。

2 本件請求について

(1) 訴えの変更申立書別紙第1項及び第2項について

ア これを本件請求についてみると、訴えの変更申立書別紙第1項の作為の内容は、「被告は、訴外墨田区から昭和33年4月1日から同月30日まで
の間に作成された戸籍受附帳のうち、『件名』が『出生』となっている届出
全部に記載された『届出事件本人の氏名』、『本籍』、及び『備考』欄の情報
(本件戸籍受附帳情報)を取得すること」であるが、被告が訴外墨田区か
ら本件戸籍受附帳を取得する債務は、その実現可能性が専ら訴外墨田区に
おける当該情報の開示の可否の判断に左右されるのであるから、その履行
が債務者の意思のみに係るものであるということとはできない。

イ そして、既に述べたとおり、訴外墨田区は、同区の情報公開及び個人情報
保護審査会の本件答申(乙2号証)を踏まえて、戸籍受附帳の開示には
応じられない旨を被告及び原告に対して回答していることに加えて(甲2
1号証、甲63号証)、裁判所は原告・被告東京都間の本件訴訟において訴
外墨田区の法的義務の存否を判定することはできないことからすれば、本
件訴訟の判決を債務名義として、訴えの変更申立書別紙第1項の作為を履
行することは不可能であると言わざるを得ない。

ウ また、訴えの変更申立書別紙第2項の作為の内容は、「被告は、訴外墨田
区から得られた本件戸籍受附情報に基づき住民票及び戸籍等を取り寄せ、
届出事件本人全員の性別及び現住所、並びに戸籍上の両親(既に死亡して
いる場合を除く)の現住所を調査すること」であるが、第2項の債務は第
1項の債務が実現可能であることを前提とするものであるから、第1項の
債務と同様に、その履行が債務者の意思のみに係るものであるということ
はできない(本件戸籍受附情報に基づき訴外墨田区以外の地方公共団体に

戸籍等の請求を行う場合には、当該公共団体における開示の可否の判断も別途生じることとなる。))。

エ したがって、訴えの変更申立書別紙第3項以降で求められている各作為の内容を検討するまでもなく、本件請求は不適法であると言わざるを得ない。

なお、以上のことからすれば、請求の趣旨第3項の債務不履行に基づく損害賠償請求権は、仮に当該債務を被告が負っていたと認められる余地があったとしても、遅くとも本件答申（乙2号証）の判断が示された平成18年2月28日の時点で、社会通念上その債務の履行が不能となったことにより填補賠償請求権に転嫁したと解するのが相当であるから、前訴控訴審判決後の被告の弁済（あるいは消滅時効）により消滅したというべきである（答弁書〔21～22頁〕）。

(2) 訴えの変更申立書別紙第3項ないし第8項について

ア 念のため、訴えの変更申立書別紙第3項ないし第8項についても言及すると、訴えの変更申立書別紙第4項以降の作為を実現するための前提となる第3項の作為の内容は、「被告は、本件戸籍受附帳情報に記載された届出事件本人のうち、性別が男性である者全員及びその戸籍上の両親に対して、平成18年10月12日付東京高等裁判所判決において認定された昭和33年4月10日頃に東京都立墨田産院において発生した原告と他の新生児との取り違え事件に関する事実関係を説明し、原告の血縁上の両親を特定するための調査協力を依頼する文書を郵送すること」であるが、そもそも本件戸籍受附帳（甲5号証）の中に「取違え可能性新生児」に係る届出の記載が存在するとは必ずしも断定できないことは既に主張したとおりであり（被告準備書面(1)第1・3・(2)及び(3)〔4～6頁〕）、本件戸籍受附帳を起点とした調査は原始的に不能である可能性も排除できないのであるから、その履行が債務者の意思のみに係るものであるということとはできない。

イ この点を措いても、訴えの変更申立書別紙第3項の調査を実施することに関して、本件の事情を説明すること自体が、取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者に対する権利利益の侵害となるおそれがあり、現実に取り違え事件の相手方とされた者やその子にも重大な結果が生じた事例（乙6号証）が存在することは既に主張したとおりである（被告準備書面(2)第2〔3～7頁〕）。同様に、訴外墨田区の本件答申（乙2号証）においても、本件戸籍受附帳を開示するのが相当ではない理由として、本件とは無関係な多数の第三者のプライバシーに係る権利利益の侵害のみならず、仮に戸籍受附帳の中に真の親の判明に繋がる情報が特定できたとしても、原告と同じように真実を追求する意思があるとは限らない旨が指摘されており、本件戸籍受附帳情報の開示には応じられない旨の訴外墨田区の回答は、このような観点も踏まえたものであると解される。

ところで、前掲「我妻栄著・新訂債権総論」〔87頁〕（乙8号証）によれば、国家の裁判機関によって強制的に債権の内容を実現する現実的履行の強制に関して、債権は債務者の行為を本体とするものであり、これを強制的に実現させることは、往々にして債務者の人格に不当の強制を加え、近代法の理想にもとることになるから、債務者の人格の尊重と債権の保護との調和点に現実的履行強制の手段とその限界とが定められなければならないと説明されている。

そして、判例が間接強制の要件として「債務の履行が債務者の意思のみに係る」ものであることを求める趣旨が上記のとおり債務者の人格の尊重の観点にもあることからすれば、いわんや債務名義の当事者ではない第三者の権利利益を侵害することは当然許されるべきではないから、訴えの変更申立書別紙第3項が履行されることを前提とした本件請求は不適法であると言わざるを得ない。

ウ なお、訴えの変更申立書別紙第4項の作為の内容は、性別が男性である者全員に対して戸別訪問を実施し、出生病院を調査する債務であるが、対象者が出生病院の聴き取りに対して回答するか（できるか）は不確定であり、やはりその履行が債務者の意思のみに係るものであるということとはできない。

同様に、訴えの変更申立書別紙第5項及び第6項の作為の内容は、DNA鑑定調査への協力を依頼し、協力を得られた者についてDNA鑑定を実施する債務であるが、対象者がDNA鑑定の実施を望むかどうかは不確定であり、その履行が債務者の意思のみに係るものであるということとはできない。

3 結語

以上のとおり、請求の趣旨第1項に係る請求（本件請求）は不適法であるから、却下を免れないというべきである。

以上

別 本

令和3年(ワ)第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原 告 江 藏 智

被 告 東 京 都

証 拠 説 明 書 (4)

令和6年12月24日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

被告指定代理人

加登屋



同

棚橋

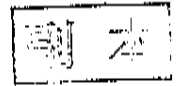
淳



略語等は被告準備書面の例による。

号証	標 目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 7	判例時報 1 2 8 2 号 1 3 3 頁 (昭和 6 3 年 5 月 1 2 日 東 京地方裁判所判決)	写し	1988. 10. 1	判例時報
				・ 不代替的給付を目的とする為す債務の履行請求について ・ 間接強制は、債務者が給付を実現しようとする意思を持ちさえすればやれる種類の給付であることが必要であり、第三者の協力を必要とする給付については許されないから、かかる請求はその当否に立ち入るまでもなく給付請求として不適法であり、却下を免れないとした裁判例の解説
乙 8	新訂債権総論 (抜粋)	写し	1988. 8. 10 (第 25 刷)	我妻栄著
				・ 国家の裁判機関によって強制的に債権の内容を実現する現実的履行の強制に関して、債権は債務者の行為を本体とするものであり、これを強制的に実現させることは、往々にして債務者の人格に不当の強制を加え、近代法の理想にもとることになるから、債務者の人格の尊重と債権の保護との調和点に現実的履行強制の手段とその限界とが定められなければならないとされていること
乙 9	注釈民法 (10) 債権 (1) (抜粋)	写し	S62. 5. 30	奥田昌道編
				・ 不代替的給付を目的とする為す債務の履行請求について

以上



令和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件

原告 江 藏 智

被告 東 京 都

意見書

令和6年12月24日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

被告指定代理人

加登屋



同

棚橋 淳一



被告は、原告の令和6年9月2日付け証拠申出書に対して、以下のとおり意見を述べる。

第1 証人大黒和典について

しかるべく。ただし、尋問事項2（他の新生児取り違い事件の概要、関係者の状況等）及び3（新生児取り違い事件で再会を果たした親子の状況等）については聴取報告書（甲77）の内容で足りるものであるから、同人の尋問を実施する必要性は低いと思料する。

第2 証人申恵丰について

しかるべく。

第3 原告本人（江藏智）について

しかるべく。

以上